

# 年末調整の提出書類に関するお願い

年末調整の提出書類で誤りが多い部分について取りまとめました。申告書類を記入する前に確認してください。特に生命保険料控除の内容と、保険料控除申告書の様式が複雑になっていますので、間違いのないように気を付けて記入してください。

## 1. 生命保険料控除証明書

① 平成26年分 生命保険料控除対象共済掛金証明 (一般生命) 平成26年10月1日

② 平成26年分 生命保険料控除対象共済掛金証明 (介護医療) 平成26年10月1日

③ 保険料の合計額 (A, B, C, D, E)

④ 控除額 (A, C, D, E)

- ① 一般保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の3種類があります。いずれの保険料に該当するかは、証明書に記載されていますので確認してください。
- ② 一般の生命保険料と個人年金保険料は「新・旧」に分かれています。新・旧それぞれ計算式が異なりますので、しっかり確認しましょう。
- ③ 控除対象となる額は今年中に払い込む額です。複数の数字が書かれている証明書もありますが、どの額が対象となるかを確認の上、「平成26年分 保険料控除申告書」に転記してください。

## 2. 地震保険料控除証明書

④ 平成26年分 地震保険料控除証明書

⑤ 地震保険料控除額 (A, B)

⑥ 12月分まで払い込む場合は、予定額を転記してください。

- ④ 控除対象となる額は今年中に払い込む額です。12月分まで払い込む場合は、その分も含めた額を記入する必要があります。見込み額が記載されている場合もありますので、確認の上、「平成26年分 保険料控除申告書」に転記してください。

## 3. 国民年金保険料控除証明書

⑤ 社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書

⑥ 平成26年分の納付済保険料額

⑦ 国民年金保険料控除証明書を必ず提出してください！

- ⑤ 提出が必要な証明書はこの部分です。(様式が異なる場合も「証明書」と書いてある部分を提出してください。)
  - ⑥ 控除対象となる額は今年払う予定の額です。12月分まで払い込む場合はこの金額を「平成26年分 保険料控除申告書」に転記してください。
- ※国民年金保険料は証明書の添付が必要です。国民健康保険料に関する証明書については添付義務がありません。

## 4. 源泉徴収票

⑦ 平成26年分 給与所得の源泉徴収票

⑧ 平成26年12月31日 (退職日)

- ⑦ 「平成26年分」になっているかを確認してください。
  - ⑧ この欄に平成26年の日付 (退職日) が入っているものしか利用できません。
  - ⑨ 再交付された源泉徴収票が届いた場合には速やかに「再交付」と記載されたものを提出してください。
- ※平成26年中に働いていた会社のもを全て提出してください (手元のない方は働いていた会社に問い合わせをして取り寄せてください)。
- ※転記する欄はありませんので、申告書類に添付の上、提出してください。

※ここで取り上げた証明書等は、あくまでもサンプルです。様式が異なるものでも有効ですので、お手元の証明書等が平成26年分のものであることを確認の上、申告してください。